

①国名	<p style="text-align: center;">エスワティニ王国 Kingdom of Eswatini (SZ)</p>				
②名称	Ministry of Commerce, Industry and Trade / Intellectual Property Office				
③所在地	P. O. Box 451, Mbabane H100				
④連絡先	(電話) (268) 2 404 3205 (FAX) (268) 2 404 4711 (E-mail) mcit@gov.sz (internet) https://www.gov.sz/index.php/about-us-sp-1331002038				
⑤組織の長	Registrar : Dr. Celucolo Dlundu				
⑥沿革	(1) 1968年9月6日に英国の保護領からスワジランド王国として独立した。2018年に現国名に変更した。 (2) 1976年以来、停止されていた憲法が2006年に改正された。新憲法では第19条に私有財産の保護及び第227条から第235条までにスワジの伝統的知識の保護が定められている。 (3) 特許及び意匠については、1955年法律 No. 25により制定された。この法律は、数度の改正の後、2018年7月16日に特許法として施行されている。 (4) 商標については、1981年法律 No. 6により制定され、1994年7月1日から施行されている。				
⑦所管	特許、意匠、商標、技術調査書				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1988/8/18	1998/12/14			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1991/5/12			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1998/12/14	1998/12/14	1994/9/20		
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
			1995/1/1		

①国名	<p style="text-align: center;">エスワティニ王国 Kingdom of Eswatini (SZ)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2018年7月16日施行 (2018年法律第19号 特許法)
	③地理的効力の範囲	エスワティニ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、ハラレ議定書締約国、特許協力条約 (PCT) 締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。契約が存在しない場合、雇用契約上の発明は雇用者に帰属する。(特許法第4条、第10条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。願書にはエスワティニの住所が必要。(特許法第12条)
	⑦出願言語	英語 (公用語)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第34条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(特許法第3条(2))
	⑩グレース・リオト ¹⁾	<p>以下の場合は新規性を喪失しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録日前に出願人の同意なく開示され、当該開示が当該特許から得られたものであり、出願人は当該開示を知った後に十分注意して出願したことを証明した場合。 ・登録日前に合理的目的でのエスワティニ内で試験した場合 ・博覧会への展示又は発明者の論文発表。ただし、開示日が出願日前6月以内であること。(特許法第26条)
	⑪非特許対象	<p>(1) 自然法則及び公序良俗に反する発明</p> <p>(2) 植物及び動物並びにそれらを生産する生物学的方法。ただし、微生物及び微生物学的方法を除く</p> <p>(3) 人間又は動物に対する診断、治療又は外科的方法 (特許法第6条、第19条)</p> <p>(4) 食品又は医薬品について既知物質の方法、使用、用途。</p> <p>(5) その実施が健康及び環境の保護並びに公序良俗に反する発明 (以上、特許法第3条(5)、(6)、第19条)</p>
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。審査官又はARIPO事務局(ハラレ議定書出願)によって実体審査が行われる。(特許法第17条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はなく、特許査定された後、公告される。また、出願人は査定前に18月以内に公告延期を請求することができる。 (特許法第22条)
	⑯異議申立制度の有無	有。公告日から3月以内に何人も登録官に異議を申し立てることができる。(特許法第23条)
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人は公告日から1年以内に登録官に無効を請求することができる。(特許法第24条)
	⑱実施義務	有。ライセンスを合理的な条件で取得することができなかった利害関係人は、最初の自発的ライセンスの請求から6月の期間内に、登録官に強制ライセンスを申請することができる。(特許法第41条)

①国名	<p style="text-align: center;">エスワティニ王国 Kingdom of Eswatini (SZ)</p>	
特許制度	⑱費用 単位	<p>[出願から登録までに掛かる費用] 出願料（情報が得られませんでした）</p> <p>[特許権維持に掛かる費用] 年金（情報が得られませんでした）</p>
	⑳料金減免措置 の有無	無。
	㉑PCTにおける国 内料金減額措置 の有無	無。尚、エスワティニを指定国とすることができる。（特許法第 87 条）
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・エスワティニを指定国としたハラレ議定書出願は、国内出願と同等の効力を有する。（特許法第 86 条）

①国名	<p style="text-align: center;">エスワティニ王国 Kingdom of Eswatini (SZ)</p>	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2018年7月16日施行（2018年法律第19号 特許法） 2022年11月25日改正（2023年版ハラレ議定書及び同規則） →備考参照
	③地理的効力の範囲	エスワティニ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人。（議定書施行規則5（5）（c），（e））
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人がARIPOの締約国内に非居住又は事業所を有していないときは、ARIPO締約国の産業財産庁に対して出願人の代理が認められた代理人を選任しなければならない。（議定書第2条（4））
	⑦出願言語	英語（公用語）
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から15年。（議定書第4条（6））
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物
	⑩グレース・リオト ¹	無。
	⑪不登録対象	<ul style="list-style-type: none"> ・新規でないもの ・繊維意匠の特別登録対象であること
	⑫実体審査の有無	無。ARIPO事務局において審査される
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類（議定書規則20（2）（j））
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はなく、登録後、ARIPO公報により公告される。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料（情報が得られませんでした） [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	㉕料金減免措置の有無	（情報が得られませんでした）
	備考	1997年特許・実用新案・意匠法は「廃止」され（特許法第101条）、特許法において「ハラレ議定書に基づいて付与された特許は同じ効力を有する（特許法第86条）」及び「大臣が承認した意匠には、特許庁の公印が押印される。（特許法第8条）」が規定されていることから、ハラレ議定書出願の意匠が保護されると思われる。

①国名	<p style="text-align: center;">エスワティニ王国 Kingdom of Eswatini (SZ)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1994年7月1日施行（1981年法律第6号 商標法）
	③地理的効力の範囲	エスワティニ国内のみ（商標法第60条(2)）
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国。バンジュール議定書締約国。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス。（商標法第2条）
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、結合商標（商標法第2条、第18条）
	⑦出願人資格	商標を使用している又は使用する予定である本人又は登録予定使用者（商標法第21条）
	⑧権利付与の原則	登録を持って権利が有効となる（先願主義）（商標法第15条）
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 （商標法第21条）
	⑪出願言語	英語（商標法第18条）
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録の日から10年有効。10年を単位として更新できる。 （商標法第29条）
	⑬「グレース・ピリオド」	無。
	⑭不登録対象	<p>(1) その使用がモラル又は法律に反する標章は登録できない</p> <p>(2) 商品又はサービスの性質、地理的起源、製造工程、特徴、安定性又は目的を誤認されるような標章は登録できない。</p> <p>(3) 製品の形状、色の組み合わせのみからなる標章は登録できない。</p> <p>(4) 国や政府機関の紋章軸受、フラグや他の標章は、イニシャル、名前や略語や名前のイニシャルと同一、または模倣した標章は登録できない</p> <p>(5) 先に登録された商標の全部または一部の再使用、模倣、翻訳やスワジランドで知られている商標や会社名は登録できない （商標法第20条）</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。（商標法第20条）
	⑰一出願多区分制度の有無	有。（商標法第20条）
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式審査の後、登録可能な商標であるかが審査される。 （商標法第26条）
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。（出願公開制度はないが、出願は登録後、公告（公開）される）
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告日から3月以内に異議を申立てることができる。 （商標法第27条）
	㉓無効審判制度の有無	無。
	㉔不使用取消制度の有無	有。3年以上不使用は取消の対象となる。（商標法第34条）
	㉕商標分類	国際分類を採用している（ニース協定には未加盟）。
	㉖図形要素の分類	図形要素の国際分類に関する規程はない。
	㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。
	㉘費用 単位	<p>[出願から登録までに掛かる費用] 出願料（情報が得られませんでした）</p> <p>[商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料（情報が得られませんでした）</p>
	㉙料金減免措置の有無	（情報が得られませんでした）